

助産師による新生児へのビタミン K 不当与問題に関する要望書

日本産婦人科医会会長 寺尾俊彦 殿

平成22年8月19日

日本産婦人科医会
茨城県支部長、代議員
青木雅弘

開業助産師が新生児にビタミン K を与えずに、有効成分が全く含まれない K2 レメディと称するものを与え、その新生児が頭蓋内出血で死亡して訴訟となった事件が報道されています。

日本周産期・新生児医学会は、8月5日に「新生児へのビタミン K 投与による頭蓋内出血予防効果には強い科学的根拠があり、全ての新生児に提供されるべき医療であること」、「ビタミン K 投与の重要性を新生児に関わる医師、助産師、看護師が再確認すべきであること」、「行政当局による積極的指導を要望すること」という主旨の声明を発しましたが、厚労省、日産婦学会、日産婦医会は未だに公式の見解を出していません。

母児の安全を護ることを最大の目的としている日産婦医会が、この問題を座視することは余りに無責任であり、存在意義を問われかねません。日産婦医会が直ちにこの問題に関する見解を発すると共に、厚労省に対し過去を含めた実態の解明と助産師会に対する強い指導を行なうよう要望することを、茨城県支部として要望いたします。

なお、現職の日本助産師会理事である助産師も朝日新聞の取材に対して自身の K2 レメディ使用を認めていることから、同様の行為が当該助産師だけでなく広く行われていた疑いがぬぐえません。

当該助産師は新生児にビタミン K を与えなかったのみならず、母子手帳には K2 投与済みと虚偽の記載をしたとも報道されています。これは助産師と嘱託産科医の信頼関係を大きく損なう行為でもあり、実態が明らかにされ、厚労省による適切な指導が行われない限り、茨城県支部としては支部会員に対し助産院の嘱託を推奨できないと考えております。